

民法と民事訴訟法の距離と対話

——企画趣旨の説明を兼ねて

杉本和士

1 はじめに——企画趣旨の説明

平成29年（2017年）民法（債権関係）改正（「民法の一部を改正する法律」〔平成29年法律第44号〕。以下、「債権法改正」という。）、平成30年（2018年）民法等（相続法）改正（「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」〔平成30年法律第72号〕等。以下、「相続法改正」という。）が相次いで成立・施行され、これにより、民法領域における基本となるべき諸規律について重大な変更がもたらされるに至っている。さらには、近時、所有者不明土地の解消に向けた民法・不動産登記法等の改正（「民法等の一部を改正する法律」〔令和3年法律第24号〕及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」〔令和3年法律第25号〕）が成立したほか、目下、法制審議会において担保法や家族法分野に関する改正作業も進行中である。かつて「不磨の大典」とも称された民法は、今後も時代の変化へ対応すべく、さらなる変革を加えられ続けるであろう。

このような一連の民法上の各規律に関する改正は、民事訴訟法をはじめとする民事手続法領域における従来の議論や判例の位置付けに対して、それぞれ程度の多寡こそあろうけれども、自ずと影響を及ぼすものと考えられる。かつては少なくとも法文レベルにおいて民法上の規律に大きな変化が起こらなかったことを背景に、民事手続法の

議論は、民法上の規律やそれに関する伝統的通説とされる一定の解釈論を、無意識に、あるいは無自覚に、ややもすれば恰も固定的な前提であるかのように捉えてきたという感は否めない。しかし、このように「定数」として位置付けられてきた民法上の規律が改正されれば、これに伴い、民事手続法の領域においても従来の議論の見直しや新たな議論が自覚的に行われるのは当然のことであり、また、そうでなければならない。

そこで、本企画では、債権法改正及び相続法改正に関連して、企画担当者が選定したいくつかのテーマに関して、担当執筆者が、各改正内容を踏まえつつ、民法と民事訴訟法（併せて、その関連法令）が交錯する問題を中心に提起し、民事訴訟法に関する従来の議論や判例の位置付けに対する影響如何を考慮し検討を行うことを主な趣旨とする¹⁾。さらに、本企画で意図されるのは、以上のように債権法改正及び相続法改正の機に民法学と民事訴訟法学の「媒介」・「協同化」を「挑発」しようとすることであり²⁾、これにより両者の対話を促そうと試みることである。一方が他方を包摂しようとするのみならず、両者が相互に作用することで、融合が促進されることが期待される。

併せて、本企画の立案に当たっては、上記の民法改正をきっかけに、教育的な（pedagogic）観点からも民法と民事訴訟法の融合という視点を改めて意識することを目的としている³⁾。司法制度改革の一環として平成16年（2004年）に創設された

1) 債権法改正が民事手続法学に及ぼす影響については、改正法成立に先駆けて、日本民事訴訟法学会・平成25年度（2013年度）大会（第83回）におけるシンポジウム（山本克己（司会）ほか「シンポジウム 債権法改正と民事手続法」民訴60巻（2014年）73頁）のテーマとされている。その他の個別のテーマに関する先行研究については、各論稿での引用又は参照に委ねる。

2) 編集者の立場からの「挑発」による「専門知の媒介＝協同化」という視点について、橘宗吾『学術書の編集者』（慶應義塾大学出版会、2016年）23頁以下、特に32頁、35頁参照。本企画に即して言うならば、本来ならば民事法領域という共通枠組での議論の共有が図られるべき民法領域と民事訴訟法領域というそれぞれの専門知を「媒介」し、相互の「協同化」（「知識のメディアエーション」）を「挑発」することを意味する。